

## 砺波市移住人財バンクの流れ（求職者用）

### 1 砺波市移住人財バンク登録申込書兼求職申込書の記入

- ・ 砺波市移住人財バンク登録申込書兼求職申込書（以下「申込書」という。）は砺波市移住人財バンク（以下「人財バンク」という。）への登録申込と求職申込を兼ねた申込書です。
- ・ 有効期間は提出日から3か月です。
- ・ 人財バンクの対象者は、砺波市へのU I Jターンを考えている方及びU I Jターン後1年以内の方です。
- ・ 該当欄はもれなく記入してください。また□の欄にはレ点を記入してください。

### 2 申込書の提出

- ・ 申込は原則として移住相談窓口での受付のみとし、郵送等での受付はいたしません。

### 3 砺波市内の事業所への情報発信

- ・ 人財バンクの登録手続き完了後、申込書の下線（          ）の情報（保有免許・資格、過去に経験した業務内容、希望する業務内容、雇用形態、就職可能時期）を砺波市移住定住応援サイト「やっぱり砺波で暮らそう。」の専用ページ（以下「専用ページ」という。）に掲載するとともに、砺波商工会議所及び庄川町商工会を通して砺波市内の事業所へ新規に登録があったことを連絡します。
- ・ 人財バンク登録事業所には運営者より新規に登録があったことを連絡します。
- ・ 人財バンク登録事業所から専用ページに掲載されている求職者情報以外の情報提供の要望があった場合は、求職者の同意が得られたものに限り、情報を提供します。

### 4 求人情報の提供

- ・ 人財バンク登録事業所のうち、求職者への情報提供を希望する事業所の求人情報を提供できます。求人情報の提供を希望する場合は申込書の該当欄にレ点を記入してください。
- ・ となみ企業ガイドからも市内事業所の情報が閲覧できます。

### 5 マッチング

- ・ 人財バンクは求職者情報を公開し、求人者側からスカウトを行うマッチング事業です。人財バンク登録事業所側から面接等の要望があれば、運営者より連絡します。
- ・ 求人者側からのスカウト以外に、人財バンクに登録された求人情報に応募することも可能です。就職を希望する企業があれば、運営者へご連絡ください。
- ・ 双方の了承が得られれば、面接等へ進みます。

## 6 紹介結果の報告

- ・人財バンクを介したマッチングにより求人に応募した場合は、紹介結果（採用、不採用）を人財バンク運営者に電話等により報告してください。
- ・求職活動が完了しましたら、専用ページの掲載情報を削除します。

### ※注意事項※

- (1) マッチング後は、双方の協議に基づき面接の日程調整等を進めてください。  
最初の連絡は求職者側から行ってください。
- (2) 雇用保険の受給には、ハローワークでの求職申込が必要です。  
人財バンクの求職登録だけでは雇用保険を受給出来ません。  
また、厚生労働省の助成事業等についても、人財バンクは対象となりません。

砺波市移住人財バンク運営者（お問合せ先）

砺波市市民生活課 となみ暮らし推進班

TEL : 0763-33-1172 FAX : 0763-33-6818 E-mail : seikatsu@city.tonami.lg.jp

---

以上の人財バンク運営者より職業紹介事業の内容について説明を受けました。

年 月 日 氏名 : \_\_\_\_\_